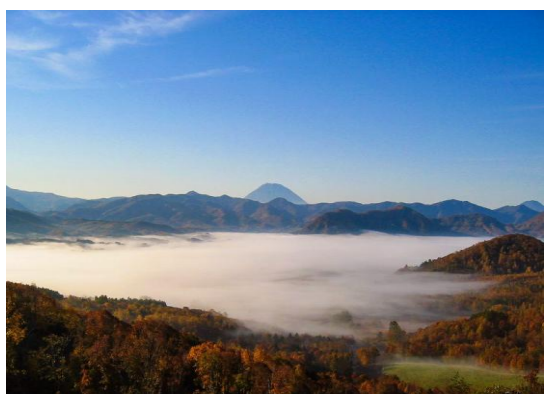


# 赤井川村農業振興計画



赤井川村

令和8年4月

—目次—

I	赤井川村農業振興計画の策定について	・・・ 1
	1. 策定の趣旨	
	2. 計画の性格	
	3. 計画期間	
	4. 策定の体制	
	5. 計画の進行管理	
II	赤井川村農業の概要	・・・ 2
	1. 立地条件	
	2. 気象条件	
	3. 土壌条件	
	4. 農家戸数	
	5. 経営耕地面積	
	6. 農畜産物生産状況	
	7. 新規就農者	
	8. 認定農業者	
	9. 家族経営協定	
	10. 鳥獣被害	
III	施策の展開	・・・ 6
IV	基本事業	・・・ 8
	1. 農業生産基盤の整備	
	2. 産地づくり対策の推進	
	3. 食の安全・安心と環境に配慮した農業の展開	
	4. 農業経営の安定化の促進	
	5. 販売戦略の展開	
	6. 生産者組織の活性化	
	7. 後継者・新規就農者対策の推進	
	8. 鳥獣害対策の強化	
V	農地保全・利用計画	・・・ 13

## I 赤井川村農業振興計画の策定について

### 1. 策定の趣旨

農業経営を取り巻く情勢は、経済のグローバル化や農産物貿易の自由化の進展などにより、安価な輸入農産物や加工品の流入による農産物価格の低迷、米消費の減少、少子高齢化による国内需要の縮小がみられる中で、肥料・農薬などの生産資材や農業機械の価格高騰など厳しい環境におかれています。

さらに、農業者の高齢化による農家戸数の減少に加え、消費者や事業者のニーズは多様化・高度化していることで、農業に対する期待は変わらず大きなものとなっています。

農業を取り巻く環境の変化や課題を的確に捉え、村民が豊かな食生活を送れるよう地域特性を活かした、さらなる農業発展と地域活性化をめざし策定したものです。

### 2. 計画の性格

この計画は、村の最上位計画である令和8年策定「第5期赤井川村総合計画」の農業部門である「農林業」などを基に、本村の農業施策を推進するための基本計画として位置付けています。したがって、事業の実施、予算の執行などは本計画に基づき、総合的、計画的に進めます。

また、この計画は、農業者や農業関係機関のみならず、消費者や経済関係者との連携を図るうえでの共通の指針として、めざす方向を具体的に示したものです。

### 3. 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度（2026年度から2030年度）までの5ヵ年間としますが、農業を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要があるため、社会経済情勢により計画に大きな影響が予想される場合は、計画の見直しなど必要な措置を講じます。

### 4. 策定の体制

赤井川村農業振興計画の策定にあたっては、農業者へ赤井川村農業振興に関する農業者アンケート調査（以下、「調査」）を実施するとともに、農業委員会や農協、農業改良普及センターによる意見を反映して策定しています。

### 5. 計画の進行管理

この計画に基づき実施する施策については、農林業活性化推進協議会の構成員により、進捗状況の把握と必要な検討調整を図りながら、より効果的・効率的なものにしていくこととします。

## II 赤井川村農業の概要

### 1. 立地条件

本村は、北緯 43° 4′ 東経 140° 49′、道央の西部、後志管内の北東に位置し、四方を山々囲まれた「カルデラ」状の地形をなしています。東西 26 km、南北 17km で面積 280.09 の広がりを持っており、東部の北側に余市川、同じく南側に白井川がそれぞれ東から西に向かって流れ、村の中央部で合流し、余市川はさらに赤井川をあわせてから西隣の仁木町に流れています。



### 2. 気象条件

盆地特有の内陸型気候で、冬の積雪は多く、北海道内で有数の豪雪地帯です。

農耕期間（5～10月の月平均）の最高気温 23.6℃、最低気温 9.3℃で、平年値の気温を上回る温暖化が進んでいます。道内においては比較的温和な気候ですが、降雪期間が長いことも特徴です。

### 3. 土壌条件

本村は、余市岳・毛無山・大黒山・阿女鱒岳などの山地に囲まれ、余市川上流及びその支流の赤井川地域の低地及びその周辺に発達した波状性の大地からなり、盆地状の地形を呈しており、赤井川周辺の盆地は赤井川火山カルデラと呼ばれています。

土壌は、洪積世堆積物が広く分布し、河川流域は、河成沖堆積物からなり粘質系の土壌であり、台地状の山裾部には、沖積世の扇状堆積物もかなり分布しています。

### 4. 農家戸数

農家戸数は、高齢化による離農があるものの新規就農者の増加により戸数を維持しているものの、平均年齢が 65 歳を超えていることから今後も離農者が増加することが懸念されます。

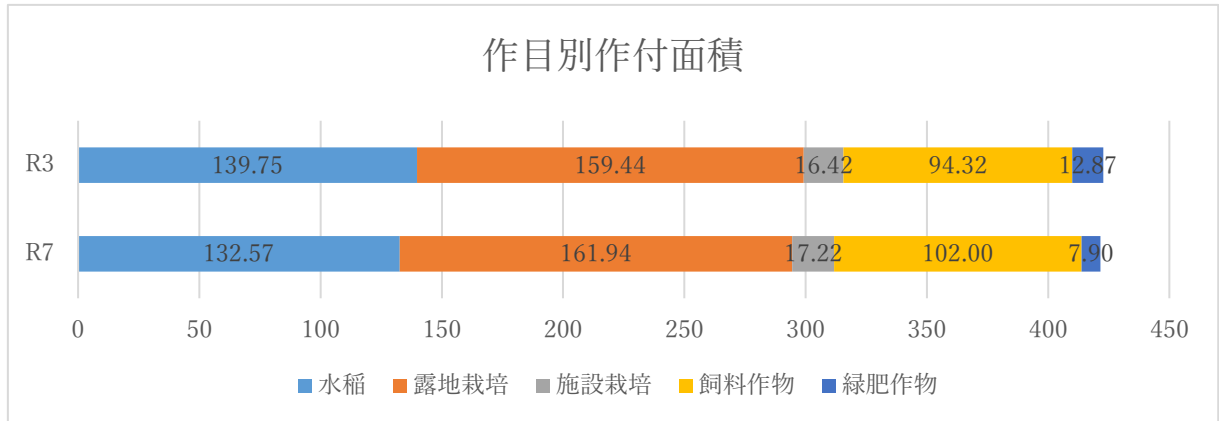
(単位：人)

区分	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
農家戸数	92	82	93	96	96
法人経営体数	8	11	11	10	12

## 5. 経営耕地面積

経営耕地面積は、令和3年の農作物作付面積調査で421haであり、令和7年には同調査で422haとなっています。

総面積は減少しており、内訳として水稲・緑肥作物の面積が減少し、露地栽培・施設栽培・飼料作物の面積が増加という結果になっています。



## 6. 農畜産物生産状況

総作付面積が減少傾向にあるなか、ミニトマトやアスパラガスの作付面積が拡大していることから、高収益作物への転換が行われている現状が確認できます。

主要作物の作付面積及び収穫量（赤井川村農業委員会作況調査より）

作物名	2021年(R3)		2025年(R7)	
	作付面積 (ha)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
水稲	139.75	703.20	132.57	790.10
小豆	9.84	18.69	2.41	4.09
馬鈴薯	23.50	658.00	21.77	548.60
ブロッコリー	10.88	293 千個	8.97	129 千個
スイートコーン	12.57	226 千本	12.10	217 千本
メロン	1.63	35.86	1.35	40.50
アスパラ	19.89	29.83	23.64	184.39
南瓜	50.20	502.00	49.37	888.66
ミニトマト	6.81	442.65	10.25	469.45
牧草	73.00	2,409.00	67.00	1,943.00
トルコギキョウ	1.74	334 千本	0.91	136 千本
合計	349.81	4,799.23	330.34	4,448.54

## 7. 新規就農者

赤井川村では現在1名が研修しており、直近5年間で6名が新規就農者となっています。

(単位：人)

区分	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
研修生	5(5)	5(0)	1(1)	1(0)	1(1)
J A新おたる受入	1(1)	1(0)	1(1)	1(1)	1(1)
農家受入	4(4)	4(0)	0(0)	0(0)	1(0)

※( )内の数字は、その年度の新規受入者数

## 8. 認定農業者

経営改善に意欲的な農業者が、農業経営基盤強化促進法に基づき、自ら農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受ける認定農業者（農地流動化・基盤整備・資金調達などでメリットがある）の数は、以下のとおりとなっています。

(単位：戸)

区分	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
認定就農者	23	21	22	25	26
認定新規就農者	2	3	6	6	6

## 9. 家族経営協定

農業者の家族世帯員がそれぞれ意欲をもって経営に参画するため、家族内で十分話し合い、経営方針や役割分担、就業条件などを取り決める家族経営協定（女性の経営参画や能力発揮などにも効果的とされている）の締結数は、以下のとおりとなっています。

(単位：戸)

区分	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
家族経営協定の締結数	1	1	3 (2)	3	4 (1)

※ ( ) 内は新規締結件数

#### 10. 有害鳥獣による農作物被害

有害鳥獣による農産物の被害状況は、年々増加傾向にあります。特に、エゾシカの生息数が増加していることから、被害対策の強化を早急に実施する必要があります。

区分	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)	2025年 (R7)
被害面積	23.46	21.91	27.71	36.23	97.20
被害金額	7,364	9,493	12,055	8,973	11,930

### Ⅲ. 施策の展開

前章で示した赤井川村の特徴を活かした農業振興を進めるにあたり、本計画では、次のとおり、目指す将来像を定め、その実現のため8つの「主要施策」を設定します。

また、将来像と主要施策を具現化するために定めた施策を「基本事業」として、施策を展開することとします。

#### ■主要施策

##### 1. 農業生産基盤の整備

- ①生産性の高い農地基盤を維持・確保するため、基幹水利施設である落合ダムの適正な維持管理や圃場整備、設備の更新などの各種基盤整備を進めます。
- ②農地や水環境等の保全活動への支援を行うほか、遊休農地の防止と解消、農地の流動化と集積の促進に向けた取り組みを進めます。

##### 2. 産地づくり対策の取り組み

- ①農産物の効果的なPR活動の強化に務めます。
- ②消費者ニーズに対応した新規作物の導入及び産地化に向けた取り組みを支援します。
- ③消費者との交流を図り、農業・農村に対する交流・消費人口の拡大に努めます。

##### 3. 食の安全・安心と環境に配慮した農業の展開

- ①長年にわたり取り組んできた土づくりの取り組みを継承しつつ、環境に配慮した生産体制の確立を支援します。
- ②農薬の安全使用や栽培履歴の記録の徹底、有機栽培・特別栽培、農業用廃プラスチックや家畜排泄物の適正処理、畜産疾病対策などの取組を強化します。

##### 4. 農業経営の安定化の促進

- ①農業振興対策事業を随時見直し、経営安定化や経営発展に向けた取り組みを支援します。
- ②農業振興センターの苗事業に対し、効果的な運営方法の検討と支援を実施します。
- ③農業支援サービス事業の拡充を支援し、農作業受委託システムの確立を推進します。

##### 5. 販売戦略の展開

- ①地理的特性を活かした農産物PRや他産業等との連携を強化します。
- ②観光・リゾート施設や飲食店等による地産地消を促進するほか、村外におけるイベント出展等を通して販売を促進します。

## 6. 生産者組織の活性化

①栽培技術の統一や品質の向上、法人化の促進に努めるとともに、6次産業化や消費者との交流に向けた取り組みを支援します。

## 7. 後継者・新規就農者対策の推進

①担い手の育成・確保に向け、各種支援制度の充実を図るとともに住宅の確保や優良農地の維持・確保に向けた取り組みを強化します。

②村の農業を体験できる場を創出します。

③農地情報の的確な把握を図り、経営規模拡大を望む農業者や担い手への斡旋に取り組みます。

## 8. 鳥獣害対策の強化

①ヒグマやエゾシカ、小動物等による農産物被害を防止するため、鳥獣害対策の強化を図ります。

## IV. 基本事業

### ■農業生産基盤の整備

#### 1. 現状と課題

本村の農地は、土壌が保水性に乏しい粘土質が多く、さらに5月から7月の降水量が少ないなど、作物の栽培に必要な農業用水が不足していましたが、国営かんがい排水事業により、「落合ダム」の完成（平成13年度）によって、畑地かんがい用水を確保し、道営事業の完了（平成17年度）により支線用水路及び畑地かんがい末端施設の整備を行い土地生産性の向上、品質の向上、農業経営の安定化を図ることが出来ました。

今後においては、基幹水利施設である「落合ダム」の維持管理や、必要に応じて畑地かんがい設備の更新や、水田・畑地の区画整理など新たな圃場整備による各種基盤整備が必要となってきます。

特に、国営・道営事業でかんがい設備の整っている受益地（511ha）は、今後も生産性の高い農地（畑地）として、次世代の担い手に引き継ぐ必要があります。

また、農業者の高齢化や後継者不足等によって生じる、耕作放棄地対策や担い手への農地の流動化と集積に向けた取り組みや、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるよう地域資源の保全管理も課題となっています。

#### 2. 推進方策

- ①「落合ダム（畑地かんがい用水）」の適正な維持管理のため設備・機器類の更新。
- ② 畑地かんがい用水の安定的な供給を行うために必要な人的及び財源の確保による管理体制の強化。
- ③「道営農業農村整備事業」による畑地圃場等の基盤整備及びかんがい設備の更新。
- ④小規模な基盤整備事業や農業施設等維持管理団体等への支援。
- ⑤余市川土地改良区「道営水利施設基盤事業」への支援。
- ⑥日本型直接支払制度「多面的機能支払交付金」事業への取り組みに対する支援。
- ⑦耕作放棄地解消を図る農地保全対策。
- ⑧今後の農地利用動向の把握と流動化の促進支援。

### ■産地づくり対策の推進

#### 1. 現状と課題

本村は以前より、水稻と畑作野菜の複合経営を中心としていましたが、「畑地かんがい」「基盤整備」などにより土地利用型から施設野菜中心の集約型に移行し、多品目の農産物が生産されています。

平坦地が少なく経営耕地面積等が小規模であることから、大量の農産物を出荷するほどの市場性はありません。そのため、産直販売や消費者との交流、農業と観光が結び

ついた販売や PR 活動により、各生産組織が独自の販路開拓・拡大活動に取り組んでいます。

消費者ニーズの多様化を的確に捉えた作物の導入や販売戦略を検討しながら他地域で生産される農畜産物との差別化と知名度の向上も必要となっています。畑地かんがい施設による高品質な農産物を生産するだけでなく、札幌圏に近い立地条件や観光施設を活用した他産業との連携による効果的な PR が今後の課題となっています。

## 2. 推進方策

- ①赤井川産農産物を PR する村外イベントへの積極的な参加と対外的な情報発信の強化による認知度向上。
- ②村内観光施設等での積極的な地場農産物の販売と PR。
- ③観光事業者等との連携による農業体験ツアーのパッケージ化や、農業・農村、産地への理解を深める消費者交流・関係人口の拡大に関する取り組み。
- ④畑地かんがい設備を活用した農産物の高品質・高付加価値化の確立による販路開拓及び関係機関と連携した生産技術確立の取り組み。
- ⑤地域の特色を活かした振興作物や新規作物生産への取り組み支援。

## ■食の安全・安心と環境に配慮した農業の展開

### 1. 現状と課題

村では、従来より土づくり等の環境に配慮した事業に対する施策を展開しています。生産者組織においては、「有機 J A S」「特別栽培農産物」「YES! Clean (北のクリーン農産物) 制度」などの安心・安全に配慮した取り組みが積極的に行われています。

今後においても、環境に配慮・調和した農業生産体制の推進と確立が求められており、堆肥等の有機質資材活用により土づくり対策を行うことで、将来への安定的な生産基盤の確保に繋がると考えられます。

また、国のみどりの食料システム戦略でも環境保全型農業が推進されており、環境に配慮した農業の展開は、村の農業の特色として他地域と差別化を図る有効な手段と考えられることから、地域ぐるみでの活動推進が必要となっています。

### 2. 推進方策

- ①化学肥料の使用量を低減させるなどの環境に配慮・調和した取り組みに対する支援。
- ②環境保全型農業を推進し、村農産物の特徴として PR を実施する。
- ③食の安全・安心を担保する取り組みの支援・協力。  
(特別栽培農産物など各種認証事務、生産履歴確認)
- ④環境に配慮した農業を地域一体となって展開する施策の強化。  
(農業・農村の多面的機能の維持保全に係る取り組み支援)

⑤土壌診断に基づく効果的な施肥・防除の取り組みの推進。

## ■農業経営の安定化の促進

### 1. 現状と課題

農業経営の安定化のため、畑地かんがい施設と圃場の基盤整備事業を契機とした高収益作物等への移行は、所得向上、収量・品質の安定化、大型機械等の設備投資節減に繋がりました。

しかし、農業者数減少が懸念されるなかで農地を有効活用するためには、新規就農者の確保や1経営体当たりの経営面積を拡大させる規模拡大の取り組みが必要となります。

そのようななか、農業の基幹作業である育苗・定植作業の受委託を行っていた農業振興センターでは、新おたる農業協同組合が事業撤退することを決断したことを受け、育苗施設等の活用方法や運営方法について検討を進める必要があります。

農業者の経営規模拡大には、労働力の確保が必要となることから労働力確保やスマート農業による作業省力化だけでなく農作業受委託業者の積極的な活用も必要となります。

### 2. 推進方策

- ①農業振興センターの活用方法及び運営支援方法の検討。
- ②農家戸数の減少や労働力不足に対応するため、新規栽培技術やICT等スマート農業の導入に係る支援。
- ③労働力確保に関する取り組みの支援及び新たな雇用確保策の活用推進。
- ④国費補助事業や公的融資制度の活用による経営規模拡大推進。
- ⑤農作業受委託業者の育成支援及び農業者の活用推進。

## ■販売戦略の展開

### 1. 現状と課題

盆地特有の気象条件や畑地かんがい施設を活用した農業が展開されていますが、1経営体あたりの経営面積が小さく、生産物の品目は多種にわたり、生産量が少量となる傾向があることから、市場出荷には適していない状況です。

一方で、豪雪地帯として雪氷施設を活用して農産物の保管や出荷に活かされるなど地域の特性を引き出す試みも行われています。

産地として力強く発展していくためには、地域特性や特徴的な生産方法などにより他産地との差別化を図った生産物のPR、ブランド化、販売戦略が必要となることから高付加価値化や6次産業化への支援を行う必要があります。

また、村内には国内外から多くの観光客が訪れる施設・観光エリアがあり、他産業と

の協力は効果的であることから、連携を強化していきます。

## 2. 推進方策

- ①高収益作物など村農畜産物を戦略的に販売する体制の検討。
- ②観光事業者等との連携・協力による販路開拓・拡大の取り組み強化。
- ③6次産業化による農畜産物の高付加価値化への支援。
- ④地域の特性や特徴的な生産方法等を活かした農産物のブランド化に向けた取り組み。

### ■生産者組織の活性化

#### 1. 現状と課題

近年は、農業者が減少し組織的な活動も縮小傾向にあることに加え、個販・直売から市場出荷、産地直結販売まで幅広い販売方法が行われていることから、産地が一本化した取り組みが難しい状況にあります。

生産者組織の活動は、農業者が減少するなかで販売力強化や産地PRするために欠かせないことから、活動活性化と強化が必要となります。

#### 2. 推進方策

- ①生産者組織や関係機関との連携強化。
- ②生産者組織等の地域特性や特徴的な生産方法を活かした取り組みへの支援。
- ③生産者組織等の生産・販売強化に繋がる取り組みへの支援。
- ④作業の共同化・協業化に繋がる活動に対する支援。

### ■後継者・新規就農者対策の推進

#### 1. 現状と課題

新規就農者受入に関する条例制定後に就農した農業者は令和7年4月1日現在で32戸となり、全体の3割以上を占めています。農地の荒廃・遊休化や農業者の高齢化が進むなか、担い手対策として新規就農者やUターン就農者等の担い手確保対策は重要な取り組みとなります。

新規就農者等は、多様な地域活動を支える人材として期待されることから、受入体制の充実・強化により新しい人材の活躍を支援することが必要となっています。

また、近年の資材や農業機械の価格高騰により、営農開始時の初期投資は従来よりも大きくなることから融資制度の活用が重要となります。

#### 2. 推進方策

- ①就農希望者への情報提供、相談業務の充実。
- ②新規就農研修生の受入体制強化及び支援体制の充実。

- ③新規就農者確保策として就農相談会への参加や現地見学会開催
- ④新規就農者の農地情報提供及び農地確保対策の強化。
- ⑤各種支援制度を活用した営農資金等確保の取り組み。  
(農業次世代人材投資資金、各種補助金、制度資金など)

## ■鳥獣害対策の強化

### 1. 現状と課題

平成22年度に村有害鳥獣被害防止対策協議会を設立し、同時に村鳥獣被害防止計画を策定して国の補助事業や村独自事業で対策にあたってきました。

しかしながら、野生動物による農作物被害は年々拡大し、農業者の生産意欲の減退をもたらしており、対策の強化が有害鳥獣被害の実態に追いついていない状況となっています。

現状では、有効かつ確実な対策は確立されていませんが、これまで以上に防除、捕獲・駆除対策の強化を図る必要があります。

農家個々の現場の努力では対応も限界に近づきつつありますが、更なる知識の普及や啓発、有効な捕獲機器等の導入支援や人材育成、関係機関との連携強化や情報共有、組織的な駆除等の対策にも取り組む必要があります。

### 2. 推進方策

- ①村鳥獣被害防止計画による対策推進及び国費事業を活用した被害防止策の強化。
- ②担い手確保や捕獲作業省力化等の有害鳥獣捕獲体制強化。
- ③農作物被害を低減させる取り組みへの支援。

## V. 農地保全・利用計画

IV章で記述した8つの施策を効率的に推進するため、重点的に農地保全を行うことで農地利用を希望する担い手に対しスムーズな農地の流動化（売買・利用権）を推進します。

- ① 赤井川村農業振興地域の農用地区域・・・・・・・・・・・・・1, 120ha
- ② 赤井川村畑地かんがい給水区域・・・・・・・・・・・・・511ha
- ③ 地域計画に掲載された近い将来に出し手となる者の農地・・・・・・・・126ha

・農地法に基づき農業委員会が実施する農地パトロール（農地利用状況調査）により現地調査を行い、農地が利用されていないと判断された場合において、その所有者や借受人に対し今後の農地の利用を確認（農地利用意向調査）し、遊休農地の発生を未然に防止します。

・今後利用の見込みがなくなった重点農地については、農地所有者からの申出により農業委員会で意見聴取したのち、村が「耕作放棄地対策」を支援します。

・離農農家や相続した方からの農地提供情報について農業委員会が一元化し整理を行い、農地情報について、広報のほか村ホームページで周知を図ります。

・今後10年以上の営農見込みがある認定農業者や新規就農者が農地売買や賃貸借等を行いやすい体制と支援制度を確立するため、農地中間管理事業を活用し担い手への集積を図ります。

・やむを得ず農地として活用することが困難であり、周辺農地への影響が少ないと認められる場合は、景観作物の植栽や山林転用など環境保全としての利用も検討します。